**令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の交付はできません。**

マイナンバーカードと健康保険証が一体化したもの（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行します。

令和6年12月2日までに発行した現行の保険証は、令和7年7月31日まで使うことが可能ですので、大切に管理していただき、誤って破棄されないようご注意ください。

**令和6年12月2日以降は、資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。**

令和6年12月2日以降に、国民健康保険への加入や再発行等の手続きをされた場合は、下記の書類が交付されます。

マイナ保険証を持っていない人：資格確認書

・現行の保険証と同じサイズです。

・現行の保険証と同様に、医療機関等に提示することで受診ができます。

マイナ保険証を持っている人：資格情報のおしらせ

・A４サイズです。（右下に切り取り線があり、携帯することができます）。

・簡易的に資格情報が把握できます。

・マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナンバーカードとあわせて医療機関に提示していただく

ことで、受診ができます。

マイナ保険証を使うメリット

①医療費を20円節約できる

　②より良い医療を受けることができる

　　過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に

役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

　③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

　　限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

　　※長期該当の場合は、申請が必要となります。

**注意⚠**

・国民健康保険への加入や喪失の際には、これまで通り手続きが必要となります。

**・**何らかの事情でマイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合は、智頭町福祉課に申請をお願いします。

**その他**

・マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルのログイン後のトップ画面で確認できます。

・マイナ保険証の利用につきましては、厚生労働省やデジタル庁等のホームページで確認をお願いします。

厚生労働省：マイナンバーカードの健康保険証利用について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html>

デジタル庁：よくある質問：マイナンバーカードの健康保険証利用について

https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card